

「共創プロジェクト」の取組（民間事業者の働き方改革等の課題を共に推進）

JS の重要なパートナーである民間事業者における働き方改革、生産性向上の推進、担い手の確保・育成等の課題について共有し、互いに解決することを目指すと共に JS 工事の魅力向上を推進しています。

令和 7 年度は、工事書類の簡素化、配置予定技術者の要件緩和など生産性の向上や担い手の育成・確保に資する対応の更なる充実に取り組みます。

「共創プロジェクト」の主な取組、実施内容	（下線：令和 7 年度から実施する取組）
----------------------	----------------------

【働き方改革の推進】

- ① 原則、全ての工事に「月単位の週休 2 日」を適用（達成工事に対し工事成績評定を加点）
- ② 全ての工事でワンデーレスポンスの実施（特記仕様書に取組方針を記載）
- ③ 全ての工事でウィークリースタンスの実施（取組内容を工事打合せ簿で取交す）

【生産性向上の推進】

- ① 原則、全ての工事に遠隔臨場、工事情報共有システム（JS-INSPIRE）運用を適用
- ② 重点プロジェクトを選定し BIM/CIM の活用試行
- ③ 土木・建築の工事関係書類の約 26% について簡素化実施（スリム化、省略、統合）
- ④ 工事関係書類簡素化ガイド（案）の改定（簡素化の具体例、誤った指摘事例の追記）

【担い手の確保・育成】

- ① 民間技術者向け研修の充実（施工管理、品質確保に関するオンライン研修実施）
- ② 配置予定技術者の競争参加資格要件緩和（工事経験の対象期間を不問）
- ③ 監理技術者及び現場代理人が兼務できる条件を明確化

【JS 工事の魅力向上の取組】

- ① 発注予定工事の事前公表の充実（公表時期の前倒し、更新公表回数増、等級区分の細分化）
- ② 土木・建築工事は初回公告から「見積の提出を求める方式」適用の運用拡大
- ③ 工事施工調整会議（三者会議）の運用拡大（受注者要請方式適用により全工事を対象）
- ④ 全国の地方建設業協会との意見交換実施推進（令和 6 年度：51 団体）
- ⑤ 土木・建築工事の入札公告段階での見積参考資料の条件明示拡充



民間事業者との共創プロジェクト【令和7年度】

令和7年4月版

○ 令和6年度に実施した**民間事業者**との意見交換の結果を踏まえ、民間企業の働き方改革の推進とJS工事の魅力向上等の取組をパッケージ化した「共創プロジェクト」の取組を強化推進

※「共創プロジェクト」は、下水道事業を支えるJSの重要なパートナーである民間事業者における働き方改革や担い手の育成・確保等の課題について共有し互いに解決することを目指すものとして令和5年12月に公表。

黒文字：令和6年度までに実施した取組 青文字：令和6年度に引き続き拡充する取組 赤文字（下線）：令和7年4月1日から実施する取組

働き方改革の推進

1. 適正工期の確保
 - ①余裕期間制度「任意着手方式」の適用
 - ②入札時に概略工程表の開示、必要工期の明確化
 - ③ワンデーレスポンスの推進
 - ④ウィークリースタンスの推進
2. 週休二日制工事の推進
 - ①「月単位の週休2日」の適用
3. 設計業務及び工事における「WEB会議」の活用
 - ①機械設備工事、電気設備工事における工場検査・既済検査への活用

生産性向上の推進

4. 手続きの電子化
 - ①契約手続きの電子化
 - ②一般仕様書等の一部無料ダウンロード化
5. 施工管理の効率化
 - ①遠隔臨場及び工事情報共有システム（JS-INSPIRE）を原則全ての工事に適用
 - ②「出来形計測等施工管理へのデジタル技術導入」の適用
6. BIM/CIMの活用
 - ①実施設計業務の現地調査で360度画像を原則適用
 - ②点群データ閲覧システム「JUMP」の開発
 - ③「下水道 BIM/CIM ライブラリ」の公開
7. 書類のスリム化
 - ①工事関係図書の簡素化（スリム化、省略、統合）
 - ②機械設備工事における「承諾申請書」の簡素化（試行）
 - ③**工事関係書類簡素化ガイド（案）の改定**

担い手の育成・確保

8. 民間技術者向け研修の充実
 - ①土木・建築におけるオンライン研修の実施
9. 配置予定技術者の要件緩和
 - ①一般土木工事、建築工事における競争参加資格（配置予定技術者）の要件緩和
 - ②**機械及び電気設備工事における競争参加資格（配置予定技術者）の要件緩和**
 - ③**配置予定技術者における審査対象期間の緩和**
 - ④**同一の現場代理人および監理技術者等が管理できる範囲の拡大**

JS工事の魅力向上の取組

10. 適切な利潤と労務費等の確保
 - ①「見積りの提出を求める方式」の適用拡大
 - ②競争参加資格（施工実績）の要件緩和
 - ③工事施工調整会議（三者会議）の運用見直し
 - ④**一般土木工事、建築工事における入札説明書等の施工条件明示拡大**
 - ⑤**建設工事における総合評価落札方式の落札者の決定方法及び評価項目等の見直し**

11. 施工者の立場に立った発注予定工事の公表
 - ①発注予定工事の年間公表回数の増加（4回→7回／年）
 - ②等級区分を工事予定額により細分化
 - ③公表時期の前倒し
 - ④**発注予定工事一覧表の更新について、「お知らせメール」の配信**

令和7年度において、導入に向けた検討を行う主な取組

4. 手続きの電子化
6. BIM/CIMの活用
10. 適切な利潤と労務費等の確保

・電子検査に向けた課題抽出
・入札説明書に360度カメラ画像の活用検討
・設計変更に係るガイドラインの改定



1. 適正工期の確保

働き方改革の推進

新規

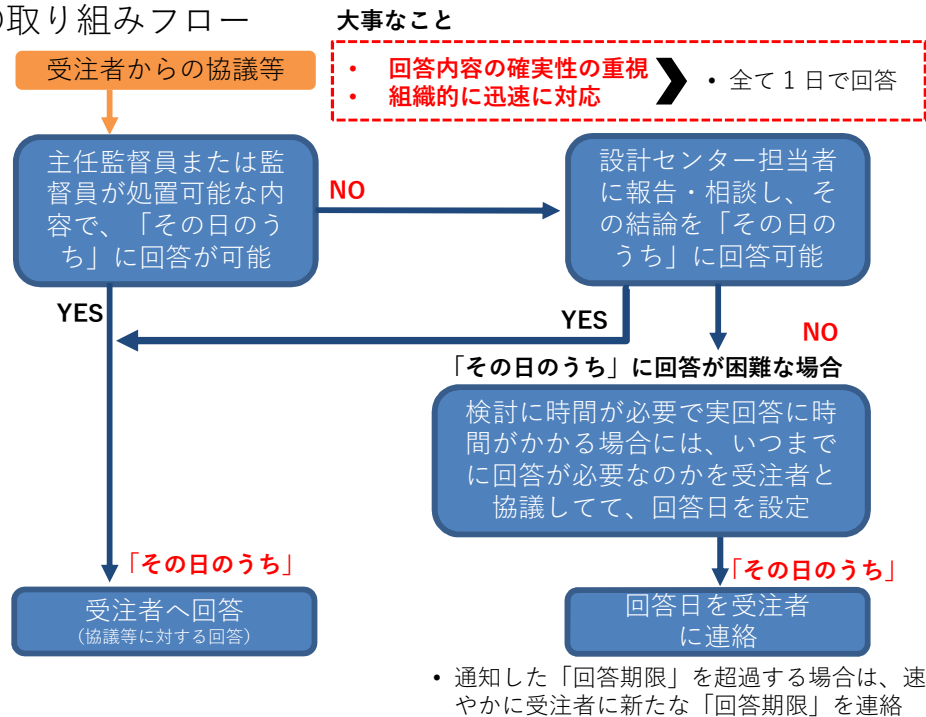
- ・ワンデーレスポンスの推進
- ・ウィークリースタンスの推進

ワンデーレスポンスの推進

○目的

発注者JSが「現場を待たせない」、「速やかに回答する」という対応を適切に行うことにより工事及び業務の現場等において発生する**諸問題に対し迅速な対応を実現**する。

○取り組みフロー



取り組み方針を特記仕様書に記載

○備考

本取組は、JSとして組織的に対応するために定めたものであり契約済の建設工事及び建設コンサルタント等業務にも適用。

ウィークリースタンスの推進

○目的

労働時間の上限規制やワークライフバランスの推進などの働き方改革を踏まえ、**業務を円滑かつ効率的に進める**ため、一週間における受発注者間相互のルールやスタンスなどを目標として定める。

○取り組み内容（例）

作業依頼しない日を確認

- ・ 休日明け日（月曜日等）は依頼の期限日としない。
- ・ 休前日（金曜日等）は新たな依頼をしない。
- ・ 作業内容に見合った作業期間を確保する。

打合せを行わない時間を確認

- ・ 昼休みや午後4時以降開始の打合せは行わない。
- ・ 打合せはWEB会議等を活用する。

業務時間外に連絡を行わない

- ・ 定時間際、業務時間外の連絡を行わない。
(JS-INSPIRE、メール等を含む)
- ・ 水曜日及び金曜日は定時の帰宅に心がける。
- ・ 受発注者間で各々のノー残業デーを共有する。

取り組み内容を工事打合せ簿で取り交わす

○備考

本取組は、JSとして組織的に対応するために定めたものであり契約済の建設工事にも適用。なお、建設コンサルタント等業務は取組を実施済。



1. 適正工期の確保

働き方改革の推進

令和5年9月1日以降に行う公告から適用

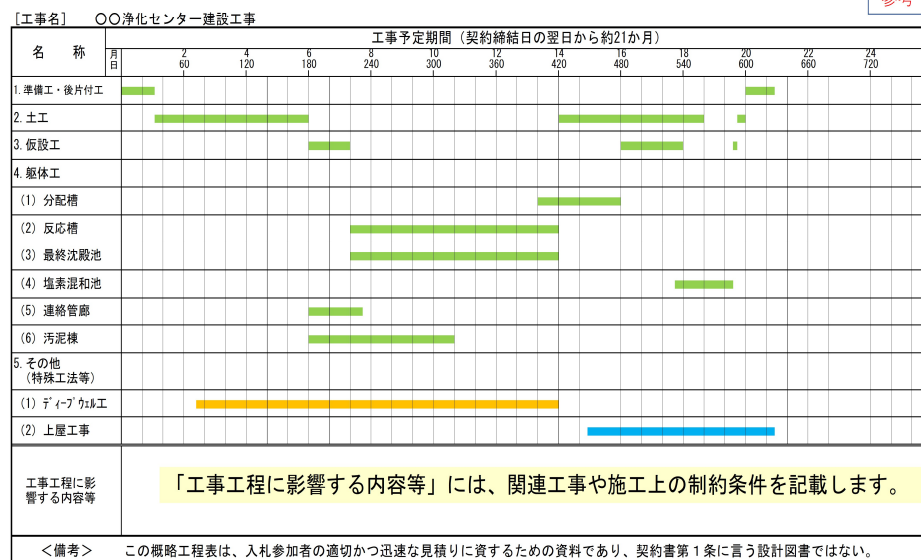
- ・入札時に概略工程表の開示
- ・入札時に実際に必要な工期の明確化

②入札時に概略工程表の開示

一般土木及び建築工事の入札公告の参考資料として、J S が工期を設定した根拠となる工種毎のバーチャートや工事工程に影響する内容等の施工条件を示した概略工程表を添付

概略工程表（見本）

参考



③入札時に記載する工期について運用の明確化

入札公告において、工期が地方公共団体との協定における完成期限を超えることが想定される場合は、地方公共団体と協議を行い、実際に必要とする工期を記載

従前の入札公告と実際に必要とする工期を記載した入札公告（例）

従前の入札公告

1	公告日	令和05年12月12日（火）
2	契約職	○日本本部長 ○○ ○○
3	工事概要	
3. 1	工事件名	○○市○○浄化センター○○工事その○○
3. 8	工期	
3. 8. 1	今回工期	令和7年3月31日（月）



9月1日以降の入札公告

1	公告日	令和05年12月12日（火）
2	契約職	○日本本部長 ○○ ○○
3	工事概要	
3. 1	工事件名	○○市○○浄化センター○○工事その○○
3. 8	工期	
3. 8. 1	今回工期	約20か月



2. 週休二日制工事の推進

働き方改革の推進

新規

- ・原則すべての工事に「月単位の週休2日」を適用し休日の質を向上

○月単位の週休2日推進に向け、月単位の週休2日制の補正係数を新設、週休2日交替制の運用を規定するとともに、完全週休2日（土日）を促すため、達成した工事に対し工事成績評定を加点評価

		令和6年9月1日以降に公告する工事に適用	令和6年8月31日までに公告する工事に適用																																					
発注方式		発注者指定方式	受注者希望方式																																					
対象工事	週休2日制	全ての工事を対象 ただし、以下のいずれかに該当する工事は除く 1)配置予定技術者の配置予定期間が著しく短い工事 2)現場閉所が馴染まない工事 3)施工期間に制約がある工事 4)発注方式が設計・施工一括発注方式（デザインビルト方式）である工事	全ての工事を対象 ただし、以下のいずれかに該当する工事は除く 1)現場閉所が馴染まない工事 2)施工時期に制約がある工事等																																					
	週休2日交替制	「週休2日制工事」による現場閉所が馴染まない土木工事	—																																					
積算方法		当初の予定価格に月単位の週休2日の達成を前提とした場合の補正係数を各経費に乘じる。現場閉所の達成状況（週休2日交代制の場合は、現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率）を確認後、月単位の週休2日に満たないものはその達成状況に応じて請負代金額を変更する。 表 週休2日制の補正係数（土木工事の場合） <table> <tr> <th>現場閉所率</th><th>月単位の週休2日適用工事（4週8休以上）</th><th>通期の週休2日適用工事（4週8休以上）</th><th>通期の週休2日適用工事（4週8休未満）</th></tr> <tr> <td>労務費</td><td>1.04</td><td>1.02</td><td rowspan="4">—</td></tr> <tr> <td>機械経費（賃料）</td><td>1.02</td><td>1.02</td></tr> <tr> <td>共通仮設費率</td><td>1.03</td><td>1.02</td></tr> <tr> <td>現場管理費率等</td><td>1.05</td><td>1.03</td></tr> </table>	現場閉所率	月単位の週休2日適用工事（4週8休以上）	通期の週休2日適用工事（4週8休以上）	通期の週休2日適用工事（4週8休未満）	労務費	1.04	1.02	—	機械経費（賃料）	1.02	1.02	共通仮設費率	1.03	1.02	現場管理費率等	1.05	1.03	当初の予定価格に4週8休以上の達成を前提とした場合の補正係数を各経費に乘じる。現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たないものはその達成状況に応じて請負代金額を変更する。 表 週休2日制の補正係数（土木工事の場合） <table> <tr> <th>現場閉所率</th><th>4週8休以上</th><th>4週7休以上8休未満</th><th>4週6休以上7休未満</th></tr> <tr> <td>労務費</td><td>1.05</td><td>1.03</td><td>1.01</td></tr> <tr> <td>機械経費（賃料）</td><td>1.04</td><td>1.03</td><td>1.01</td></tr> <tr> <td>共通仮設費率</td><td>1.04</td><td>1.03</td><td>1.02</td></tr> <tr> <td>現場管理費率等</td><td>1.06</td><td>1.04</td><td>1.03</td></tr> </table>	現場閉所率	4週8休以上	4週7休以上8休未満	4週6休以上7休未満	労務費	1.05	1.03	1.01	機械経費（賃料）	1.04	1.03	1.01	共通仮設費率	1.04	1.03	1.02	現場管理費率等	1.06	1.04	1.03
現場閉所率	月単位の週休2日適用工事（4週8休以上）	通期の週休2日適用工事（4週8休以上）	通期の週休2日適用工事（4週8休未満）																																					
労務費	1.04	1.02	—																																					
機械経費（賃料）	1.02	1.02																																						
共通仮設費率	1.03	1.02																																						
現場管理費率等	1.05	1.03																																						
現場閉所率	4週8休以上	4週7休以上8休未満	4週6休以上7休未満																																					
労務費	1.05	1.03	1.01																																					
機械経費（賃料）	1.04	1.03	1.01																																					
共通仮設費率	1.04	1.03	1.02																																					
現場管理費率等	1.06	1.04	1.03																																					
工事成績評定	週休2日制	対象期間において全ての土曜日及び日曜日を閉所する「完全週休2日（土日）」を達成した工事については、工事成績評定を加点評価	週休2日を実施できなかった場合の工事成績の減点は行わない 週休2日（4週8休以上）を実施した工事は、工事成績評定を加点評価																																					
	週休2日交替制	対象期間の全ての技術者及び技能労働者が月単位の週休2日を達成した工事については、工事成績評定を加点評価																																						

○適用：令和6年9月1日以降に公告する工事

○週休2日制の詳細(入札説明書の公表先)：https://www.jswa.go.jp/nyusatsu/nyusatsu_youshiki-C.html

「WEB会議」の活用

働き方改革の推進

令和5年12月から活用を明確化

- ・機械・電気設備の工場検査・既済検査への活用
- ・工場検査・既済検査でWEB会議を活用することにより移動時間の解消を図る
- ・令和6年度からは検査に必要な書類はJS 版工事情報共有システム（JS-INSPIRE）に保存された電子データの活用を推進

（WEB会議の活用については、JSと地方公共団体との間で協議を行います。）

工場検査・既済検査でWEB会議を活用

○従来（対面検査）

現場代理人等は、検査会場で参加
検査書類は、書面で準備



写真 対面検査の状況

- ・移動時間の削減
- ・書類を電子データで管理することにより書類の整理作業の削減

○WEB会議の活用

現場代理人等は、勤務先で参加
検査書類は、電子データの活用



図 WEB会議を活用した工場検査・既済検査のイメージ

JS 版工事情報共有システム（JS-INSPIRE）

○JS 版工事情報共有システムは、JS の工事発注方式、帳票様式、決裁方法等の業務内容に対応。

○受発注者間のコミュニケーションが円滑化となることを目指す。

○令和5年度から原則全ての工事に適用。

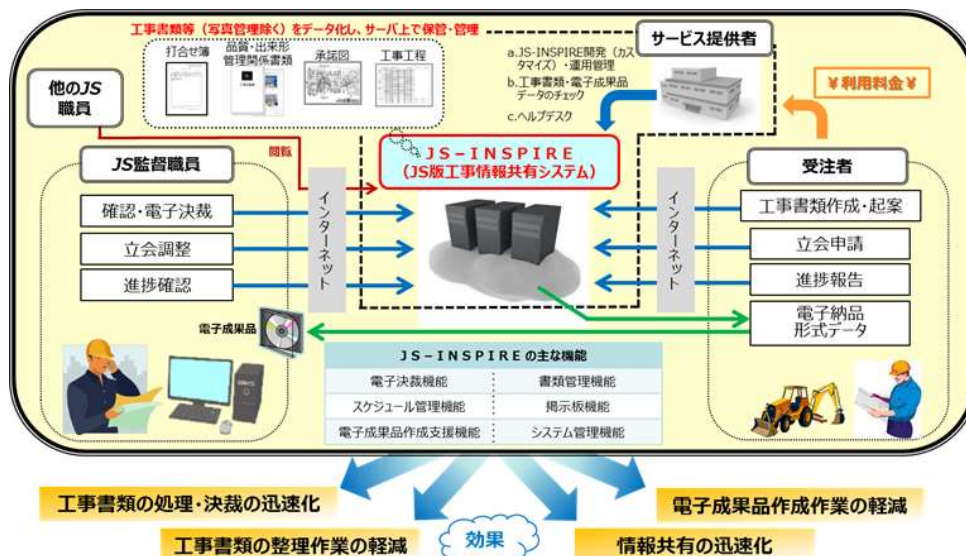


図 JS-INSPIRE の機能と効果

詳細は、「JS 版工事情報共有システム（JS-INSPIRE）活用マニュアル」を参照
https://www.jswa.go.jp/inspire/manual_r57.pdf



4. 手続きの電子化

生産性向上の推進

新規

- ・電子契約サービスの導入
- ・一般仕様書の一部無料ダウンロード化

電子契約サービスの導入

○受注者が希望する全ての工事請負契約（変更を含む）の電子手続きを導入

- ・業務の効率化、書類提出までの時間短縮
- ・ペーパーレス化及び書類保管の負担軽減
- ・手続きのWEB化による在宅勤務での対応
- ・電子契約の利用登録は不要、費用も無償

○対象案件

工事請負契約

（令和6年4月1日以降に公告又は見積依頼が行われるもの）

工事請負変更契約

（契約締結日が令和6年4月1日以降となるもの）

○利用電子契約サービス

サービス名：GMOサイン

署名方法：立会人型（契約印タイプ）、印影のない署名（不可視署名）

○電子契約サービスの詳細

<https://www.jswa.go.jp/whatsnew/2024pdf/20240304.pdf>

※参考 保証の電子化（前払保証を含む）

○工事請負契約及び設計業務等委託契約の保証（前払保証を含む。）をインターネットを通じて確認。

○令和6年5月1日から運用を開始予定。

一般仕様書の一部無料ダウンロード化

○共通、一般土木工事、建築工事において一般仕様書等をJS外部HPで無料ダウンロード化を実施。

表 無料ダウンロード化の図書一覧

職 種	図 書 名
共通	・工事請負契約関係様式集 ・建設コンサルタント等業務委託契約関係様式集 ・業務委託一般仕様書・業務委託特記仕様書
土木	・土木工事一般仕様書・土木工事必携 ・土木工事積算基準及び標準歩掛
建築	・建築・建築設備工事一般仕様書
建築機械	・建築・建築設備工事一般仕様書
建築電気	・建築・建築設備工事一般仕様書 ・建築電気設備工事標準図

○JSホームページ「入札・契約・申請手続」をリニューアル。

https://www.jswa.go.jp/nyusatsu/nyusatsu_youshiki.html



5. 施工管理の効率化

生産性向上の推進

・遠隔臨場を原則全ての工事に適用

- 令和5年度から継続工事も含めた本格的な実施に移行し、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」を公表
- 遠隔臨場を実施する場合
 - 「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」を参考に監督職員と協議
 - 地下部等通信環境の悪い箇所は、通信環境を改善するために必要な機器等をJSから貸与
 - 遠隔臨場に適切に取り組んだ建設現場は、工事成績評定で加点

遠隔臨場のメリット

- 発注者(監督職員)が現場臨場不可能な場合でも、映像と音声の同時配信記録（静止画）及び保管により現場臨場と同等の段階確認等が可能。
- 発注者(監督職員)の都合によらず、工程管理が可能
- 経験の浅い発注者(監督職員)であっても、必要に応じて先輩職員の同時接続により、品質の向上が可能

遠隔臨場の実施手順



詳細は、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」を参照
https://www.jswa.go.jp/nyusatsu/pdf/enkakurinjyo_pdf/enkakurinjyo-jisshiyoko.pdf



5. 施工管理の効率化

生産性向上の推進

新規

- 「出来形計測等施工管理へのデジタル技術導入」の適用

「デジタルデータを活用した鉄筋出来形計測」の適用

- 一般土木工事、建築工事は、デジタルデータを活用した鉄筋出来形での検査が可能。

デジタル技術導入により検査業務において時間削減

(時間削減イメージ)

従来検査

準備	自主検査	調書作成	段階確認 (監督員検査、撮影、片付け)
----	------	------	------------------------

デジタルデータ活用

準備	自主検査	調書作成	段階確認
----	------	------	------

工事特記仕様書への記載

- JS土木工事特記仕様書に「デジタルデータを活用した鉄筋出来形計測の実施要領(案) 令和5年7月 国土交通省 大臣官房技術調査課」を追加し、これに準じて実施することができる旨を記載。

- JS建築工事特記仕様書に「官庁営繕事業の建設現場におけるデジタルデータを活用した配筋検査試行要領 令和5年3月 国土交通省 大臣官房官庁営繕部」を追加し、これに準じて試行することができる旨を記載。



試行状況(姫路市、津久見市、掛川市、余市町)



6. BIM/CIMの活用

生産性向上の推進

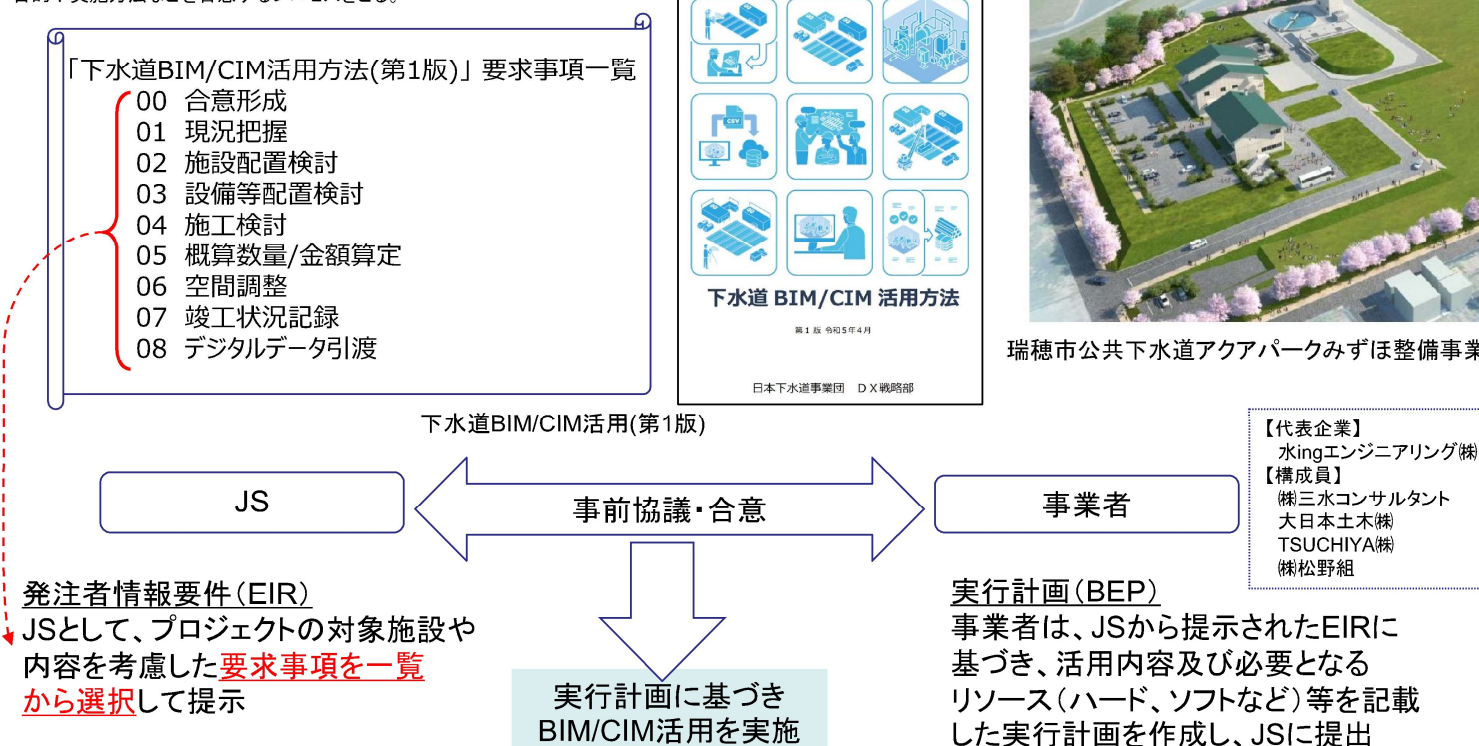
- 重点プロジェクトを選定して活用
- 令和8年度にはBIM/CIM活用の全面適用を目指して、「下水道BIM/CIM活用方法」の試行検証を開始

「瑞穂市公共下水道アクアパークみずほ整備事業」におけるBIM/CIM活用

(別紙)

- これまでのBIM/CIM活用に関する知見を踏まえ、活用方法を「下水道BIM/CIM活用方法(案)」に整理。JS(発注者)として要求する活用方法を明確にした。
- JS初のECI案件である瑞穂市プロジェクトでは、これから着手する設計・施工において、JSが求めるBIM/CIM活用の目的等を明確にし、事業者との合意に基づき、円滑なBIM/CIM活用に取り組む。

※【ECI方式(技術提案・交渉方式)】:設計の段階から施工者が関与する方式。要求水準書において、BIM/CIM活用を求めているが、具体的な実施内容を明記していないため、「下水道BIM/CIM活用方法(案)」に基づき、事前に活用目的や実施方法などを合意するプロセスをとる。



詳細は、「下水道BIM/CIM活用方法」を参照
<https://www.jswa.go.jp/dx/pdf/BIMCIM-0428.pdf>

記者発表資料(令和5年5月31日)



6. BIM/CIMの活用

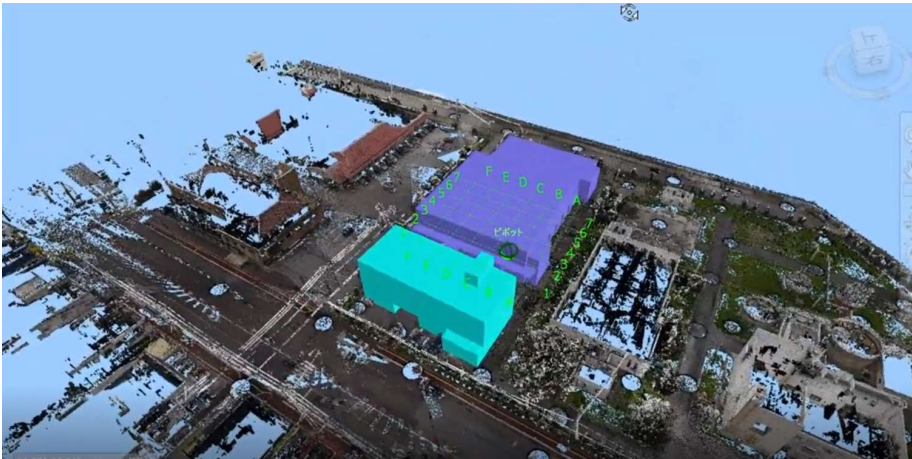
生産性向上の推進

拡 充

・ BIM/CIM活用の推進

「情報伝達の効率化による生産性の向上」を目的として、建設DX推進重点プロジェクトを継続

- 3次元モデルだけでなく目的に応じた適切な技術を使用し、過度な追加負担なく効果的に情報を共有しプロジェクト品質の向上を目的として、
「下水道BIM/CIM活用方法（第1版）」公表。
- 令和5年から重点プロジェクトを選定して試行。
- 受注者とBIM/CIM活用内容を協議し、合意した内容を実施。

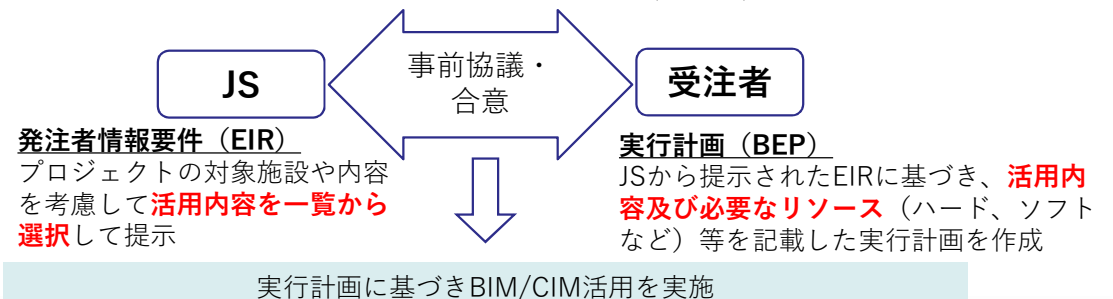


<活用による効果>

景観計画区域内かつ狭隘な敷地のため、景観や施設配置に配慮が必要であるため、関係者間での合意形成の迅速化を達成。



下水道BIM/CIM活用方法(第1版) R5.4





7. 書類のスリム化

生産性向上の推進

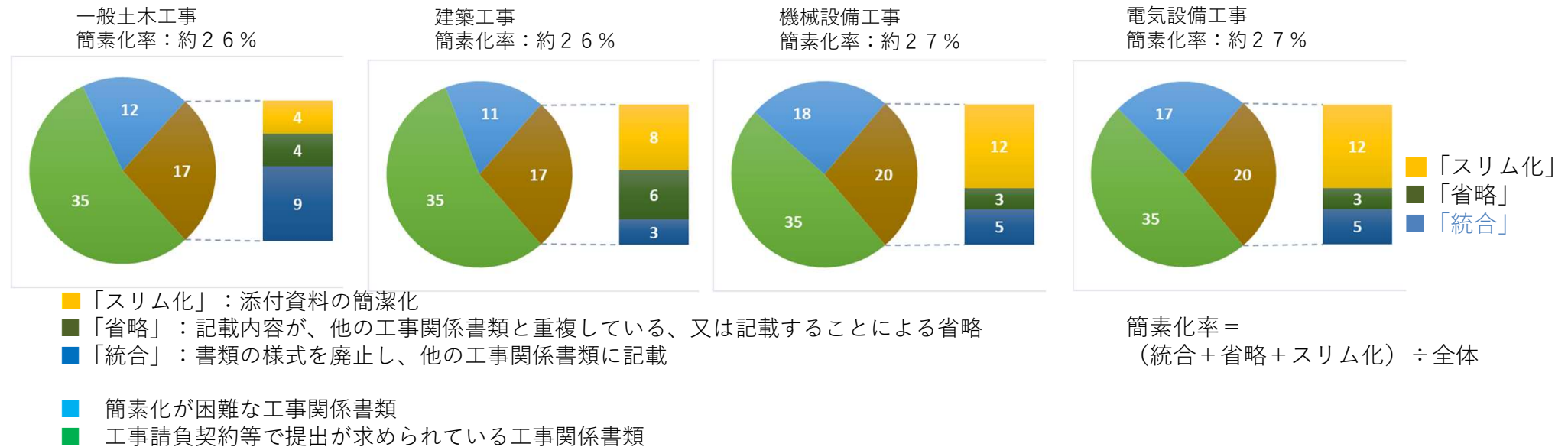
新規

・工事関係書類の簡素化

○工事関係書類を簡素化するとともに電子化および遠隔臨場やWEB会議の活用により受発注者間双方の生産性向上を推進

→今後とも受注者からの意見をきき、さらなる簡素化を検討

R6年度におけるJS工事書類の簡素化



※基本事項

- ・工事関係書類は、「JS-INSPIRE」を活用した**電子データでの管理を目指す**。
- ・添付資料は、簡素化に努める。
- ・JS監督員は、**受注者に過度な説明資料の作成や添付を求めない**。
- ・打合せは、電子データを有効に活用する。

ただし、

- ・法令等に規定されている書類の作成は適正に行う。
- ・受注者の社内で必要とされる工事関係書類の作成を妨げない。

※契約済の建設工事での対応

- ・「スリム化」を積極的に推進。
例 カタログ等、監督職員が**入手可能な資料のコピーは添付しない**。
- ・「JS-INSPIRE」を活用した電子データでの管理を目指す。
- ・打合せは、電子データを有効に活用。



7. 書類のスリム化

生産性向上の推進

新規

・機械設備工事における「承諾申請書」の簡素化（試行）

○試行内容

- ・提出する書類等を**簡素化し、電子データで提出**。
- ・工事完成後に必要となる書類等については従来どおり完成図書として提出。

「承諾申請書」の作成に要する
業務量の削減・平準化を目指す。

○対象図書

「機器設計製作図書」、「施工設計図書」。

○対象工事

予定価格が3億円（税込）以上の工事
ただし、デザイン・ビルドおよび低入札の調査を経て落札に至った工事を除く。

○適用

令和6年4月1日以降に公告する工事から適用。

○今後の対応

令和8年度からの全工事での適用を目指して、受発注者の担当者にヒアリングを行いバージョンアップを図る。

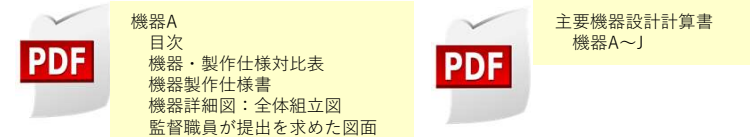
○運用方法：「機器設計製作図書」の場合

承諾申請書の構成を協議

- ・目次（提出図面、書類等の構成が確認できるもの）を用いて提出する書類を協議。

承諾申請書の提出

- ・提出書類は、PDFに変換。
- ・提出書類は、機器単位、目次の各項目毎にまとめる。
- ・提出は、「JS-INSPIRE」を活用。



PDFファイルのまとめ方（例）

打 合 せ

- ・原則、WEB会議で実施。
- ・資料は、「JS-INSPIRE」上に保存された電子データを活用。

機器設計製作打合
せ議事録の提出



7. 書類のスリム化

生産性向上の推進

・工事関係書類簡素化ガイド（案）の改定

○簡素化の具体例を追記

○JS監督職員に留意事項を周知するため、各職種の工事関係書類の簡素化ガイド（案）に「発注者側からの誤った指摘事例」を追記

簡素化の具体例（例）

工事記録写真帳の印刷回数を最大3回から1回に削減

- ・工事記録写真を電子データで管理するため、JS監督職員は整理された写真をパソコン等で確認。
- ・出来高確認の寸法等は、写真で確認できれば改めて写真外に寸法を記載する必要はない。
- ・完成検査では、原本（電子媒体）及び写真1部を提出。

《工事期間中》
JS監督職員が印刷された写真帳①で確認

《完成検査前》
JS監督職員の修正指示を反映した写真帳②を印刷

《完成検査》
JS検査員が写真帳の修正を指示

《完成検査後》
JS検査員の修正時を反映した写真帳③を印刷

現 状
工事記録写真帳の印刷回数削減（イメージ）

《工事期間中》
JS監督職員が写真をパソコンで確認

《完成検査前》
JS監督職員が写真をパソコンで確認して修正を指示

《完成検査時》
JS検査員が写真をパソコンで確認して修正を指示

《完成検査後》
JS検査員の修正時を反映した写真帳①を印刷

改定後

発注者側からの誤った指摘事例（例）

JS工事で想定される発注者側からの誤った指摘記事例及び指摘に対する工事関係書類簡素化ガイド（案）に基づいた対応を記載。

（下記は追記された事例の一部）

①簡素化ガイド（案）の目的に明らかに逆行、もしくは記載内容に明らかに反する指摘事例

事例1)

✕ 段階確認、確認・立会について、設計図書に記載の無い内容の確認・立会を要求された。

○ 設計図書を基本とし、施工計画書作成段階で、受発注者で必要な工種、頻度等を確認してください。

事例2)

✕ 工事履行報告書に、実施工程表を添付するよう要求された。

○ 実施工程表は提出不要としているため、工事履行報告書への添付は不要です。

②発注者側での都合のいい解釈や、作業の手戻りが生じ、過度な負担となる事例

事例1)

✕ 提出が不要な書類だが、「作成しているものがあれば欲しい」と言われ実質提出となった。

○ たとえ提示であっても、設計図書にて「提示」するよう指定のない書類は提示不要です。



8. 民間技術者向け研修の充実

担い手の育成・確保

令和5年7月、11月に実施

- ・土木・建築におけるオンライン研修の実施
- ・JS研修センターが実施するライブによりインターネットの仕組み等を用い、パソコンやスマートフォン等を通じて、集合せず受講できる研修



従来の対面方式の研修では、参加することが難しかった業務の都合上職場を離れることが難しい方でも受講することが可能

処理場施設等（土木）の施工管理の実務
処理場施設等（建築）の施工管理の実務
（全国土木施工管理技士会連合会
継続教育「CPDS」プログラム認定）

○研修対象者

- ・JSの土木建築工事を受注している建設会社等で、現場代理人、監理技術者、主任技術者等（以下『監理技術者等』という。）。
 - ・現在、JSに登録されている土木建築工事の登録建設会社において、監理技術者等の資格を有する。

○研修目標

- ・実績等に基づく **JS独自のノウハウを提供**することにより、良質な出来形及び施工管理に努め、質の高い工事目的物の完成を目指した施工管理技術を短期間で習得する。

○特典

- ・研修修了者は「日本下水道事業団の参加資格申請書の技術者経歴書」に本研修を修了した旨を明記することが可能。
- ・工事施工年度もしくは契約年度前1年以内に、本研修を受講した者が現場代理人又は監理技術者として選任され、所定の要件を満足した場合、**工事成績評定点の加点要素**となる。

JS品質確保研修（土木）
JS品質確保研修（建築）
（全国土木施工管理技士会連合会
継続教育「CPDS」プログラム認定）

○研修対象者

- ・JSの土木建築工事を受注している、もしくは競争入札参加を希望している建設会社等の技術者。

○研修目標

- ・他の分野の土木建築工事の実績、知識を持っているが、**下水道施設の知識、経験に乏しい方を対象**として、下水道施設に特有の構造、現象等を理解し、受注工事の品質確保について短期間で習得する。

○特典

- ・「日本下水道事業団の参加資格申請書の技術者経歴書」に本研修を修了した旨を明記することが可能。
- ・日本下水道事業団が発注する総合評価方式による入札において、**評価項目「配置予定技術者の継続教育（CPD）単位の取得」の評価の加算要素**となる。

【問い合わせ先】

〒335-0037 埼玉県戸田市下笹目5141

日本下水道事業団研修センター研修企画課

電話048-421-2692 Mail:js-kensyu.c@jswa.go.jp



8. 民間技術者向け研修の充実

担い手の育成・確保

継 続

- ・一般土木工事・建築工事におけるオンライン研修：令和6年10月、11月に実施
- ・JS研修センターが実施するライブによりインターネットの仕組み等を用い、パソコンやスマートフォン等を通じて、集合せず受講できる研修
- ・従来の対面方式の研修では参加することが難しかった業務の都合上職場を離れることが難しい方でも受講することが可能
- ・対面研修同様、研修修了者には特典を付与
- ・ホームページを大幅にリニューアルしオンラインで応募可能（JS-INSPIREによるPR実施）

処理場施設等（土木）の施工管理の実務
処理場施設等（建築）の施工管理の実務
（全国土木施工管理技士会連合会
継続教育「CPDS」プログラム認定）

○研修対象者

- ・JSの土木建築工事を受注している建設会社等で、現場代理人、監理技術者、主任技術者等（以下『監理技術者等』という。）。
- ・現在、JSに登録されている土木建築工事の登録建設会社において、監理技術者等の資格を有する。

○研修目標

- ・実績等に基づくJS独自のノウハウを提供することにより、良質な出来形及び施工管理に努め、質の高い工事目的物の完成を目指した施工管理技術を短期間で習得する。

○特典

- ・研修修了者は「日本下水道事業団の参加資格申請書の技術者経歴書」に本研修を修了した旨を明記することが可能。
- ・工事施工年度もしくは契約年度前1年以内に、本研修を受講した者が現場代理人又は監理技術者として選任され、所定の要件を満足した場合、**工事成績評定点の加点要素**となる。

JS品質確保研修（土木）
JS品質確保研修（建築）
（全国土木施工管理技士会連合会
継続教育「CPDS」プログラム認定）

○研修対象者

- ・JSの土木建築工事を受注している、もしくは競争入札参加を希望している建設会社等の技術者。

○研修目標

- ・他の分野の土木建築工事の実績、知識を持っているが、**下水道施設の知識、経験に乏しい方を対象**として、下水道施設に特有の構造、現象等を理解し、受注工事の品質確保について短期間で習得する。

○特典

- ・「日本下水道事業団の参加資格申請書の技術者経歴書」に本研修を修了した旨を明記することが可能。
- ・日本下水道事業団が発注する総合評価方式による入札において、**評価項目「配置予定技術者の継続教育（CPD）単位の取得」の評価の加算要素**となる。

【問い合わせ先】

〒335-0037 埼玉県戸田市下笹目5141

日本下水道事業団研修センター研修企画課

電話048-421-2692 Mail:js-kensyu.c@jswa.go.jp



9. 配置予定技術者の要件緩和

担い手の育成・確保

新規

拡充

- ・一般土木工事における競争参加資格（配置予定技術者）の要件緩和
- ・建築工事における競争参加資格（配置予定技術者）の要件緩和
- ・機械設備工事における競争参加資格（配置予定技術者）の要件緩和
- ・電気設備工事における競争参加資格（配置予定技術者）の要件緩和

一般土木工事

- 工事経験の対象期間は「過去15年間」を期間を設定せず「過去に経験」と緩和。

建築工事

- 工事経験の対象期間は「過去15年間」を期間を設定せず「過去に経験」と緩和。
- 耐震改修工事の構造種別は鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨造まで拡大。

機械設備工事

- 主任（監理）技術者に求められる工事経験
 - ・ POD※における工事経験の適用拡大。
 - ・ 公共施設で請負代金額の要件緩和。
- 設計担当技術者に求められる設計経験
 - ・ PODにおける設計経験の適用拡大。

電気設備工事

- 主任（監理）技術者に求められる工事経験
 - ・ 公共施設で請負代金額の要件緩和。

※ プレハブ式オキシデーションディッチ：各施設の主構造を工場で製作されたプレハブ鉄筋コンクリート部材を使用。

※従来からの要件緩和策 主任(監理)技術者の現場工事経験に関する要件緩和（すべての工事に適用）

- ・ 主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者が入札公告で求める工事経験を有していない場合は、別に**工事経験を有する者を担当技術者（現場代理人でも可）として配置することにより、本工事の工事経験とすることが出来ます。**
- ・ この場合の担当技術者は、非専任とすることができますが、専任する場合は担当技術者（現場代理人でも可）をCORINSに登録してください。



9. 配置予定技術者の要件緩和

担い手の育成・確保

②機械設備工事及び電気設備工事における競争参加資格（配置予定技術者）の要件緩和

③配置予定技術者における審査対象期間の緩和

機械設備工事

○主任（監理）技術者

- ・現場工事経験

工事内容等から、現場工事経験を「下水道法のポンプ場又は処理場に係る機械設備工事、又は公共施設で請負工事が**2,500万円**以上の機械設備工事の工事経験」とする条件を緩和

○設計担当技術者

- ・資格：実務年数を短縮するとともに、下水道にかかる資格を
資格要件として追加等の緩和

令和7年3月31日までに公告する工事

- ①水道施設工事業又は機械器具設置工事業に係る主任技術者に準じる学科を修め大学（高等専門学校を含む。）卒業後3.0年以上の機械設備の設計実務経験
- ②水道施設工事業又は機械器具設置工事業に係る主任技術者に準じる学科を修め高等学校（中等教育学校を含む。）卒業後5年以上の機械設備の設計実務経験
- ③水道施設工事業又は機械器具設置工事業に係る10年以上の機械設備の設計経験
- ④監理技術者資格者証（機）

令和7年4月1日以降に公告する工事

- ①大学において機械工学科又はこれに相当する学科を卒業した者であって、**1.5年**以上の機械設備の設計経験
- ②**短期大学**若しくは高等専門学校において機械科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、**2.5年**以上の機械設備の設計経験
- ③高等学校において機械科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、**3.5年**以上の機械設備の設計経験
- ④**下水道技術検定（第1種又は第2種）を有する者であって、0.5年以上の機械設備の設計経験**
- ⑤監理技術者資格者証（**水又は機**）を有する者であって、**1.5年以上**の機械設備の設計経験
- ⑥**技術士（機械部門）**
- ⑦水道施設工事業又は機械器具設置工事業に係る**5年**以上の機械設備の設計経験

・設計経験

工事内容等から、設計担当技術者に設計経験を求めないことができる制度を新たに制定

電気設備工事

○主任（監理）技術者

- ・現場工事経験

工事内容等から、現場工事経験を「下水道法のポンプ場又は処理場に係る電気設備工事、又は公共施設で請負工事が**2,500万円**以上の電気設備工事の工事経験」とする条件を緩和

○設計担当技術者

- ・設計経験

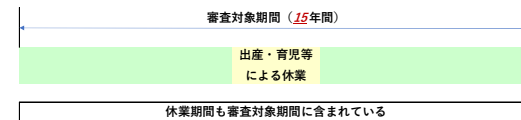
工事内容等から、設計担当技術者に設計経験を求めないことができる制度を新たに制定

配置予定技術者における審査対象期間の緩和

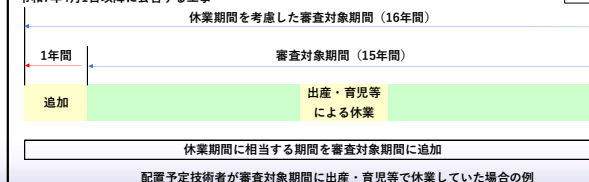
○配置予定技術者が審査対象期間中に、出産・育児等の真にやむを得ない事情により休業を取得していた場合、原則、休業期間または従事期間に相当する期間を審査対象期間に加える

○対象工事は、機械設備工事及び電気設備工事

令和7年3月31日までに公告する工事



令和7年4月1日以降に公告する工事



※土木工事及び建築工事については、審査対象期間を「過去」としているため緩和の対象外となります。

審査対象期間緩和イメージ図



9. 配置予定技術者の要件緩和

担い手の育成・確保

・同一の現場代理人および監理技術者が管理できる範囲の拡大

現場代理人

○常駐規定を緩和できる場合

(1)又は(2)に該当する場合について、この規定を緩和

(1)常駐を必要としない期間

- ① 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間
- ② 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時的中止している期間
- ③ 工場製作のみが行われている期間
- ④ 完成検査が終了し、事務手続、後片付け等のみが残っている期間

(2)JSが発注した工事又は国、都道府県および市町村が発注した工事において **当該発注機関の契約職が常駐規定の緩和を認めた工事**

○現場代理人が兼務できる場合

常駐規定を緩和できる場合、(1)から(3)を全て満たすことにより常駐規定が緩和されて、他の工事の現場代理人と兼務が可能。

(1)工事件数：2件まで

(2)工事現場間の距離

- ①主任技術者を専任で配置する必要のない工事においては、工事現場相互の距離が10km程度
- ②主任技術者を専任で配置する工事のうち同一の主任技術者の兼務が認められた工事においては、工事現場相互の距離が10km程度
- ③**監理技術者を専任で配置するJS発注工事のうち、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象が同一の建築物又は連続する工作物である場合**

(3)その他

- ① 必ずいずれかの工事現場に駐在
- ② 監督員と連絡が取れるよう連絡員を配置

監理技術者

○専任を緩和できる場合

同一あるいは別々の発注者が同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、**それぞれの工事の対象が同一の建築物又は連続する工作物**で全ての発注者から同一工事として取り扱うことについて**書面による承諾**を得た場合

表 工事種別ごとの同一の建築物又は連続する工作物の考え方

工事種別	同一の建築物又は連続する工作物	例
一般土木	構造的または機能的に一体の施設	管理施設、沈砂池施設、水処理施設（分配槽～放流渠）、污泥処理施設
建築	同じ建築物の場合	管理棟、污泥脱水機棟
機械設備	発注区分が同じ	ポンプ設備、送風機設備、水処理設備、污泥処理設備
電気設備	発注区分が同じ	電気設備、特高受変電設備

注）現場代理人の兼務については、低入札価格調査制度実施要領で定める低入札価格調査を経て契約を締結した工事を除きます。



10. 適切な利潤と労務費等の確保

JS工事の魅力向上の取組

新規

拡充

- ・一般土木工事における競争参加資格（施工実績）の要件緩和
- ・建築工事における競争参加資格（施工実績）の要件緩和
- ・機械設備工事における競争参加資格（施工実績）の要件緩和
- ・電気設備工事における競争参加資格（施工実績）の要件緩和

一般土木工事

○施工実績の対象期間は「過去15年間」を期間を設定せず「過去に経験」に緩和。

建築工事

- 工事経験の対象期間は「過去15年間」から期間を設定せず「過去に」に緩和。
- 新設・増築工事は、「地下階」を階数から除外。
- 延べ面積が500m²以下の新設・増築工事は、工事経験として建物規模が不要。
- 耐震改修工事の構造種別は鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨造まで拡大。

機械設備工事

- 工事諸元等における施工実績水量等を一部緩和。
- 発注ロット拡大のため設備種別の合体要件を緩和。

電気設備工事

- 発注ロット拡大のため対象工事に基づく合体要件を緩和。



10. 適切な利潤と労務費等の確保

JS工事の魅力向上の取組

新規

拡充

- ・工事施工調整会議（以下、「三者会議」という。）は、工事の品質確保及び円滑な工事執行を推進するため、「発注者」である日本下水道事業団、工事受注者である「施工者」及び当該工事の設計を実施した建設コンサルタントの「設計者」の三者が一堂に会し、重要事項の伝達、情報共有及び施工上の課題、新たな技術提案に対する意見交換等を行う場として開催
- ・従来からの対象工事を指定した「発注者指定方式」の三者会議に加えて、対象工事外であっても施工者から設計図書照査後に書面にて三者会議の開催要請があった場合、受発注者間の協議により三者会議の開催を可能とする「施工者要請方式」を適用し運用拡大（令和6年10月1日以降に公告する工事特記仕様書に記載）
- ・「施工者要請方式」は施工者から開催要請があった場合、適用日より前に公告された既契約工事等も同様に取扱う

○実施方式

「発注者指定方式」

大規模、高難易度等の工事を対象とし、発注者が三者会議の対象工事を選定し開催

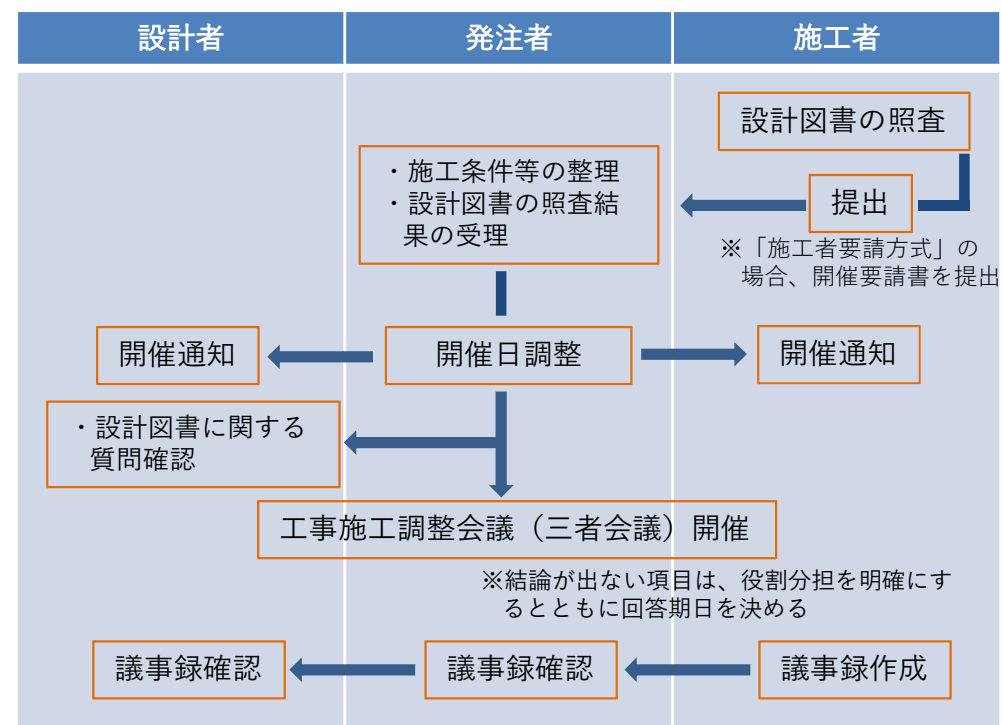
「施工者要請方式」

施工者が設計図書照査結果に基づき書面にて三者会議の開催を要請し、受発注者間の協議により開催

○運営方法

- 施工者は、工事契約後速やかに設計図書の照査及び現地調査を実施し、特に工事請負契約書第18条（条件変更等）第1項第四号、五号の内容を整理して、三者会議の開催希望時期、照査結果及び確認事項等を発注者へ提出する
- 会議資料の作成は簡素化を図るため、既存資料等による会議開催に努め、過度な資料作成は要求しない。
- 会議はTVモニター、パソコン等を活用したペーパーレスに努める
- 運用方針の詳細についてはJSホームページで公開
<https://www.jswa.go.jp/nyusatsu/youshiki/pdf/Z19.pdf>

○実施フロー



※開催回数は1回を基本とするが、発注者が必要と判断した場合又は施工者が要請した場合、協議により決定する。



10. 適切な利潤と労務費等の確保

JS工事の魅力向上の取組

・一般土木工事、建築工事における入札説明書等の施工条件明示拡大

一般土木工事

○国土交通省の工事工種体系に移行し、仮設工等を含め積算に係る全ての現場・施工条件の明示を拡充

- ①設計書のJS独自の階層構成から国土交通省の工事工種体系に準ずる階層構成に改定
- ②金抜設計書を工事数量総括表に改定
- ③見積参考資料には積算条件を全て明示

契約内容の明確化及び受発注者間の共通認識の形成促進

項目	形状	単位	数量
均しコンクリート	無筋・鉄筋構造物 コンクリートポンプ車打設 生コン:18-8-40(高炉) - 養生なし - 圧送管延長無し - -	m3	10

令和6年度までに公告された工事の見積参考資料

全ての現場・施工条件等を明示

工事区分・工種・種別・細別・規格・歩掛	単位	数量	摘要
均しコンクリート コンクリート規格:18-8-40 (高炉) 数厚:10cm	m2	100	
Q01構造物種別:無筋・鉄筋構造物 Q02打設工法:コンクリートポンプ車打設 Q03コンクリート規格:18-8-40 (高炉) Q04数厚:10cm Q05コンクリート費:コンクリート Q06型枠費:型枠コンクリート			
J01構造物種別:無筋・鉄筋構造物 J02打設工法:コンクリートポンプ車打設 J03コンクリート規格:18-8-40 (高炉) J04設計日打設量:10m3以上100m3未満 J05養生工の種類:養生無し J06圧送管延長距離区分:延長無し J13費用の内訳:全ての費用	m3	10	
型枠			
J01型枠の種類:一般型枠 J02構造物の種類:鉄筋・無筋構造物	m2	4	

令和7年度から公告される工事の見積参考資料
積算条件を全て明示した見積参考資料 (例)

○概略工程表の作成に「工期設定支援システム」を活用することで、一般土木工事の積算内容に基づいた工事工程を提示

概略工程表の精度向上を目指す

建築工事

○参考数量を明細書から見積参考資料に改め、明細書及び別紙明細書まで示し積算条件の明示を拡充

契約内容の明確化及び受発注者間の共通認識の形成促進

A-1第2号 明細書 細別:鉄筋工事

仮設運搬

式 1

令和6年度までに公告された工事の参考数量書

「1式」表示の項目の内容・数量等
を見積参考資料に明示

種別	明細	細別	項目	形状	単位	数量
直接仮設		仮設材運搬	仮設材運搬 (内部躯体足場) (手すり先行方式)	条件1:5.7m以上7.4m未満	m2	130
直接仮設		仮設材運搬	仮設材運搬 (内部仕上足場) (手すり先行方式)	条件1:5.7m以上7.4m未満	m2	52

令和7年度から公告される工事の見積参考資料 (別紙明細書)

明細書及び別紙明細書まで示した積算条件の明示拡充 (例)

(備考)

- ・本取組については令和7年4月1日以降に公告する工事から、順次、適用工事を拡大します。



10. 適切な利潤と労務費等の確保

JS工事の魅力向上の取組

- ・ 建設工事における総合評価落札方式の落札者の決定方法及び評価項目等の見直し

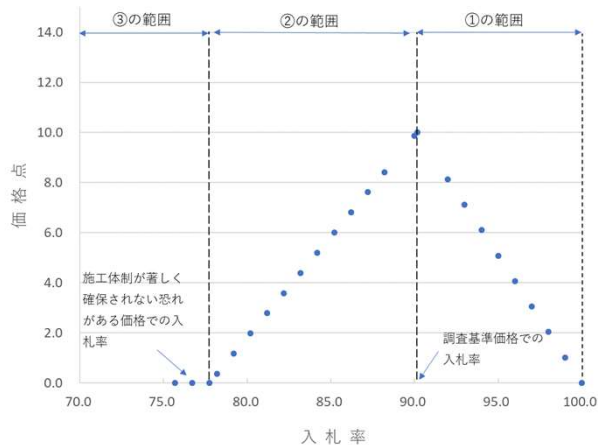
「担い手の育成、確保」、「働き方改革の取組強化」、「品質確保」の観点から価格点の算定方法、評価項目と評価基準等の見直し



1. 価格点の算定方法

○落札率が低い工事において工事成績評定点が低い傾向が見られることから、入札価格が調査基準価格を下回る場合には価格点を減ずる算出方法を適用

入札価格帯	評価値の考え方	算定方式
・ 予定価格		
↓ 価格競争の原則に従う	①入札価格が低いほど価格評価点を高く評価	価格評価点 = $(10 / (100 - b)) \times (100 - a)$
・ 調査基準価格		
↓ 施工体制が確保されない恐れがある	②入札価格が低いほど価格評価点を低く評価	価格評価点 = $(10 / (b - c)) \times (a - c)$
・ 施工体制が著しく確保されない恐れがある価格		
↓ 施工体制が著しく確保されない恐れがある	③価格評価点を付与しない	価格評価点 = 0 点



$$a = (\text{入札価格} / \text{予定価格}) \times 100$$

$$b = (\text{調査基準価格} / \text{予定価格}) \times 100$$

$$c = (\text{施工体制が著しく確保されない恐れがある価格} / \text{予定価格}) \times 100$$

価格点算出のイメージ図

2. 評価項目と評価基準

2.1 技術提案の評価項目及び評価基準

- ・ 技術提案及び施工計画の技術提案を評価できるよう見直す

2.2 企業の施工能力等に関する評価項目

評価項目	改定内容
企業の工事成績	・ 工事成績評定点（平均点）の付与を60点以上から70点以上に見直す
優良工事表彰・優良施工業者	・ 一般土木工事及び建築工事については、表彰実績の評価対象を当該委託団体、当該委託団体が所在する都道府県・国土交通省地方整備局等まで拡大
「労務費見積み尊重宣言」促進モデル工事	・ 施工計画審査型及び技術提案審査型では、一般土木工事及び建築工事について「労務費見積み尊重宣言」を公表している企業を評価
若手技術者（40歳以下）又は女性技術者の配置および資格	・ 資格取得・継続教育への取組を評価

2.3 企業の信頼性・社会性

	改定内容
委託団体との災害協定又は災害活動実績	・ 災害活動の実績について下水道施設に限らず河川、道路等まで評価対象を拡大

2.4 配置予定技術者の施工能力

	改定内容
工事成績	・ 工事成績評定点（平均点）の付与を65点以上から70点以上に見直す

3. その他

3.1 技術者の審査対象期間の緩和

注）各工事の具体的な評価項目と評価基準については、入札説明書で確認してください。



11. 施工の立場に立った発注予定工事の公表

JS工事の魅力向上の取組

令和5年度内に実施

- ・発注予定工事の年間公表回数の増加【4回/年（4,7,10,1月）→7回/年（3,5,6,7,8,10,1月）】
- ・土木・建築の発注予定工事一覧での公表内容の充実（令和6年1月公表より）
- ・公表時期の前倒し

技術者、資機材等の手配を効率的に行えるように
応札しやすい発注情報に改善

① 発注予定工事の年間公表回数の増加

変更内容

- ・4回/年（4,7,10,1月）→7回/年（3,5,6,7,8,10,1月）

② 土木・建築の発注予定工事一覧での公表内容の充実

変更内容

- ・Bランクの全体工事費を2つに細分化
- ・Cランクの全体工事費を3つに細分化
- ・発注区分表を追加し、入札参加者の詳細を明示

③ 公表時期の前倒し

変更内容

- ・例年4月末公表→前年度3月公表

発注区分表(土建)

公表 等級 区分	等級 区分	全体工事費 (税込)	施工難易度		
			低	高	極めて高
A	A	22.8億円未満 12億円以上	単A 単B	単A AB AC	単A AB AC
B1	B	12億円未満 7.5億円以上	単A 単B	単A AB AC 単B BC BC'	単A AB AC 単B BC BC'
B2		7.5億円未満 5億円以上	単B 単C	単B 単B' BC、BC' B'C、B'C'	単B BC BC'
C1	C	5億円未満 3億円以上	単C	単C CC CC'	単B 単B' BC BC'
C2		3億円未満 1.0億円以上			B'C
C3		1.0億円未満 0.5億円以上			B'C'
D	D	0.5億円未満	単D	単D	単C

※ 有資格業者の等級基準

A：一般土木1,700点（総合点数）以上・建築1,700点（総合点数）以上

B：一般土木1,200点（総合点数）・建築1,250点（総合点数）以上

B'：経営事項評価点数が1,000点以上のC

C：一般土木800点（総合点数）・建築750点（総合点数）以上

C'：経営事項評価点数が土木750点・建築700点以上のD

（ただし、C'は流域下水道には適用しない。）

D：一般土木800点（総合点数）・建築750点（総合点数）未満

発注予定工事一覧は、「注予定工事一覧・指名停止措置状況」を参照
<https://www.jswa.go.jp/nyusatsu/sonota.html>



参考資料

下線を施した箇所：令和6年4月11日訂正

JS工事の魅力向上の取組

- ・ 労務単価の特例処置
- ・ WTO価格改定
- ・ 総合評価施工体制確認型における施工体制が著しく確保されないおそれがある価格の改定

労務単価の特例処置

○処置の概要

新労務単価の決定に伴い、工事請負契約書第 61 条の定めに基づき、旧労務単価に基づく契約を新労務単価に基づく契約に変更するための請負代金額の 変更の協議を請求することができます。

○対象工事

令和 6 年 3 月 1 日以降に契約を締結する工事のうち、旧労務単価を適用して予定価格を積算しているものであって、かつ、委託団体と協議し了解を得たもの。

○労務単価の特例処置の詳細

<https://www.jswa.go.jp/topics/2024pdf/20240229kisyu.pdf>

WTO価格改定

「政府調達に関する協定（WTO）」の基準額の見直しを受けて、JSの一般競争入札（大規模調達契約基準額）の改定。

表 JSの一般競争入札（大規模調達契約基準額）の改定内容
(税込)

	旧（R4～R5年度）	新（R6～R7年度）
建設工事	22億8,000万円	27億2,000万円
設計業務	2億2,000万円	2億7,000万円

総合評価施工体制確認型における施工体制が著しく確保されないおそれがある価格の改定

「施工体制確認型総合評価落札方式の試行について」の一部改正を受けて、JSとして総合評価落札方式の施工体制が著しく確保されないおそれがある価格を改定。

	工 種		適 用 率	
	一般土木工事	建築工事	現行基準	新基準
費目	直接工事費	直接工事費（営繕基準）－直接工事費（営繕基準）×10%	75%	90%
	共通仮設費	共通仮設費	70%	80%
	現場管理費	現場管理費（営繕基準）＋直接工事費（営繕基準）×10%	70%	80%
	一般管理費等	一般管理費等	30%	30%

〔機械設備工事・電気設備工事の場合〕

	工 種	適 用 率	
	機械設備工事・電気設備工事	現行基準	新基準
費目	機器費	73%	85%
	直接工事	75%	90%
	（間接工事費＋設計技術費）	70%	80%
	一般管理費等	30%	30%

〔積算体系が異なる工事種別を含む場合〕
それぞれの工種ごとに算定した額の合計額



・一般土木工事積算基準・標準歩掛の改定

○改定内容

積算基準		
準 拠 図 書	改 定 項 目	改 定 概 要
土木工事標準 積算基準書	間接工事 費	・ 運搬費の基本運賃表 質量20 t 以上の建設機械の貨物自動車等の運搬費における基本運賃 料金の見直し
		・ 現場管理費率 書類作成の経費や下請けの本社経費などによる現場管理費の増加に 対応
標準歩掛		
準 拠 図 書	改 定 項 目	改 定 概 要
土木工事標準歩掛	・ 排水材設置工 ・ 舗装版削孔工（アスファルト舗装版）	新規
	・ 路体（築堤）盛土 ・ 路床盛土 ・ 埋戻工 ・ 安定処理工 ・ 現場打擁壁工 ・ アンカー工（ロータリーパーカッション式） ・ 現場取卸工 ・ 中掘工 ・ 泥水運搬工 ・ 排水性アスファルト舗装工 ・ 路側工 ・ 舗装版破碎工 ・ 舗装版切断工	施工実態を反映した施工歩掛等の改定 例 ・ 移動時間を踏まえた積算の適正化 ・ 使用機械、労務等の変動に対応
	・ リバースサーキュレーション工	廃止
下水道用設計標準 歩掛表	・ 小口径管泥土圧推進工法（坑口工） ・ 管きょ更生工法（裏込め・仕上・仮設備）	施工実態を反映した施工歩掛等の改定

○適用：令和6年9月1日以降に公告する工事